

## 学校法人四国高松学園役員の報酬等の支給の基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人四国高松学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第39条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤の役員とは、この法人において勤務することが常態である者をいう。
- 三 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- 四 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。  
この役員の報酬等には、学校法人四国高松学園給与規程（昭和47年4月1日制定。以下「給与規程」という。）、特別専任教員の給与等認定基準（平成24年2月29日理事長裁定）又は学校法人四国高松学園特別契約教員規程（平成27年3月17日制定）に基づき支給されるものを含まない。
- 五 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 理事長及び副理事長を除く役員には、報酬を支給する。

- 2 理事長及び副理事長には、給与規程の定めるところにより給与を支給する。

(報酬の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。この場合において、その報酬が月額及び日額で定められている役員の報酬の額は、月額の報酬の額に日額の報酬の額を加えた額とする。
- 3 日額で定められた報酬は、理事にあつては理事会等会議に出席した場合に、監事にあつては監事監査及び理事会等会議に出席した場合に支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員に対する報酬の支給の時期は、給与規程の適用を受ける職員の例による。

- 2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 旅費の支給は、学校法人四国高松学園旅費規程（昭和46年4月1日制定）の適用を受ける職員の例による。この場合において、日当、宿泊料及び鉄道賃は、指定職にある

者の取扱いに準じて取り扱うものとする。

- 3 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。  
(報酬の日割り計算)

第7条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。  
3 前2項の規定により報酬を支給する場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数(常務理事にあつては、その月の勤務を要する日の日数)を基礎として日割りによって計算する。  
(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって私立学校法第63条の2第四号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。  
(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事	月額 10万円

別表第2 (非常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
常務理事	月額 30万円の範囲内で理事会において決定する額
理事	月額 3万円 日額 2万円
監事	月額 3万円 日額 2万円